

国 自 安 第 9 6 号
国 自 旅 第 3 1 8 号
観 観 産 第 3 0 5 号
平成 2 4 年 1 0 月 3 1 日
一部改正 平成 2 6 年 1 月 2 4 日

各地方運輸局企 画 観 光 部 長 殿
自 動 車 交 通 部 長 殿
自動車監査指導部長 殿
自動車技術安全部長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿

自動車局安全政策課長

旅 客 課 長

観 光 庁 観 光 産 業 課 長

従前の「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について

先般、高速ツアーバス等の新高速乗合バスへの移行に伴い、従前の「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について、下記のとおり細部取扱を改定したので、了知されるとともに、対応に遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、高速道路を経由しない運行など、従前の「高速ツアーバス」又は「会員制高速バス」の定義に該当しない場合であっても、乗合バス類似行為と認められる場合については、従来のとおり乗合バスへの移行指導又は道路運送法第 2 1 条に基づく乗合旅客の運送の許可の取得指導の対象となる。また、下記の定義等については、今後の募集型企画旅行商品の販売状況等を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業を許可なく行う行為を防止する観点から、適時適切に見直すこととしているので申し添える。

記

1. 定義

(1) 従前の高速ツアーバス

高速道路^(注1)を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行^(注2)として運行される貸切バス^(注3)。

(注1)「高速道路」とは、高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路法第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。

(注2)「募集型企画旅行」とは、標準旅行業約款の募集型企画旅行の部第2条第1項に規定する募集型企画旅行をいう。以下同じ。

(注3)道路運送法第21条に基づく乗合旅客の運送の許可を受けて運行されるもの及び実車走行距離が概ね50km未満のものを除く。以下同じ。

(2) 従前の会員制高速バス

会費を支払った会員向けに一定期間乗り放題等の形態で提供される、高速道路を経由する2地点間の移動サービスのために運行される貸切バス。

(3) 高速乗合バス

道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号ロの運賃を適用するもの^(注)をいう。

(注)専ら一の市町村の区域を越え、かつ、その長さが概ね50km以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの。

2. 従前の「高速ツアーバス」等に該当しない場合

(1) 高速ツアーバスに該当しない場合

旅行者が観光地を周遊する旅程の募集型企画旅行として運行される貸切バスや、以下の要件を満たす募集型企画旅行として運行される貸切バスは、従前の「高速ツアーバス」には該当しないものとして取り扱う。

なお、具体の事例に係る判断に当たっては、一般乗合旅客自動車運送事業を許可なく行う行為を防止する観点から、運行の名目ではなく実態に着目して、適切に解釈を行うこととする。

【要件】

貸切バスを利用した運送サービス^(注1)を提供する募集型企画旅行であって、以下のいずれかを含むもの。

(ア) 宿泊サービス^(注2)の提供

(例.草津温泉一泊二日フリープラン)

(イ) 目的地での付随サービス^(注3)の提供又は一定の活動^(注4)の実施

(当該サービスの提供又は当該活動の実施が旅行の日程として募集広告、契約書面^(注5)等に明記され、その日程が旅程管理及び特別補償の対象となっているもの(選択が必須となっていない、いわゆる「オプションサービス」を除く。)に限る。例：東京ディズニーリゾート入場券付

ツアー、乗鞍ハイキング日帰りツアー等)

(注1) 運送サービスの提供は往復に限らず、片道の場合を含む。

(注2) 「宿泊サービス」には、バス車中泊を含まない。

(注3) 「付随サービス」とは、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービスをいい、有料施設への入場券、観光施設（アウトレットモールを含む。）で利用可能な食事券・買い物券、スキー場のリフト券その他これらに類する券面の旅行者への交付を含む。

(注4) 「一定の活動」とは、スキー、登山、ハイキング、試合観戦、イベント参加その他これらに類する活動と認められるものをいう。

(注5) 「契約書面」とは、標準旅行業約款の募集型企画旅行の部第9条に規定する契約書面をいう。

なお、上記（ア）又は（イ）に該当する募集型企画旅行の旅行者と、これらには該当しない高速道路を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行の旅行者が1両の貸切バスに混乗する場合は、当該車両は従前の高速ツアーバスに該当する運行形態として取り扱う。

また、形式的には上記（ア）又は（イ）の要件に該当する募集型企画旅行であっても、例えば以下のように、社会通念上、当該募集型企画旅行が2地点間の移動のみを主たる目的とするものと評価される場合は、従前の「高速ツアーバス」に該当する運行形態として取り扱う。

① 形式上は「付随サービス」が提供されているが、当該「付随サービス」が缶ジュース一本、おにぎり一つ等のごく廉価な物品の提供のみであったり、乗降場所付近でのアメニティ施設の利用（化粧室、シャワー室の利用等）のみであったり、観光施設等の割引券の交付のみである場合。

② 「スキーバス」、「登山バス」等と称しており、旅行の日程にも「スキー」、「登山」等が含まれているものの、乗降場所がスキー場や登山口等に行くには不便な場所であるなどの理由により、実際には当該「一定の活動」を行わない旅行者が相当程度含まれている場合。

（2）従前の会員制高速バスに該当しない場合

上記（1）に準じて取り扱うこととし、具体の事例に係る判断に当たっては、一般乗合旅客自動車運送事業を許可なく行う行為を防止する観点から、運行の目ではなく実態に着目して、適切に解釈を行うこととする。

附 則（平成26年1月24日 国自安第245号、国自旅第399号、国自整第291号、観観産第513号）

この通達は、平成26年1月27日から施行する。